

茨城県立麻生高等学校部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考えについて

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施するものである。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていくものとする。

2 部活動の休養日の設定について

- (1) 学期中は週当たり1日以上を休養日とする。平日に休養日进行ける場合は、原則として月曜日とする。
- (2) 長期休業中には、連続した休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 部活動の活動時間について

- (1) 1日の活動時間は、原則として、平日は2時間程度、休業日は4時間程度とする。ただし、休業日に地域主催の大会（高体連や高野連が主催していない大会）や強化練習会に参加したり、合宿、練習試合を行ったりした場合は、この限りではない。

4 部活動の朝の活動について

- (1) 原則として、朝の活動は行わない。ただし、教育的効果が期待できる場合は、保護者の了解の下で行うことができるものとする。

5 学校単位で参加する大会等の見直しについて

- (1) 茨城県高等学校体育連盟及び茨城県高等学校野球連盟等が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。

6 熱中症対策について

- (1) 気象庁より高温注意情報が発せられた場合には、原則として屋外での運動を行わない。
- (2) 夏季休業中に部活動を行う場合には、原則として午前中を目安とする。また、合宿等で1日練習を行う場合には、十分に休憩を取らせ、生徒の体調に配慮して活動する。
- (3) 活動に当たっては暑さ指数を確認し、高温のため危険がある場合には活動は控える。
(環境省熱中症予防サイト：<http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>)
- (4) 部活動開始前には健康状態（睡眠・食事・下痢・体調などについて）の確認を行ってから練習を開始する。健康観察の結果、健康状態に不安がある生徒については、見学させる、別メニューでの練習をさせる等、熱中症の予防に努める。
- (5) 部活動を行う際には、十分な水分を用意するとともに、塩分や電解質の補給を行う。
- (6) 万が一、熱中症と思われる症状が出た場合には、速やかにエアコンの効いている部屋で休ませる。氷袋や保冷剤を布でくるみ、両脇・首周り・両こめかみ・股間に当てる。重症と思われる場合には、速やかに救急車の出動を要請する。
- (7) 顧問が練習に参加できない場合には、部活動を行わない。

7 その他

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部顧問は、年間の活動計画を作成するとともに、毎月の活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。